

アスベスト問題で「支援機構」と交渉

本部は去る11月12日、鉄道・運輸機構において「アスベスト問題」に関する第10回目の交渉（国労闘申第5号）を行った。当日は、国労が小池業務部長・久松中央執行委員、機構側が轟管理部職員課総括課長補佐・同村田課長補佐が出席し、交渉経過は以下の通りである。

【第1項】アスベスト健康被害状況について、直近における「業務災害認定者数、作業内容、職場名、病名、健康状態、認定者数、健康診断実施者数、健康管理手帳交付者数」等について明らかにされたい。

（機構）石綿業務災害認定者は2007年11月9日現在で124名、内、死亡者は80名となっている（添付資料参照）。

（組合）2007年11月9日現在の業務災害申請者数（審査中の者）を明らかにされたい。

（機構）申請者は228名で、審査中の者は46名となっている。

（組合）健康診断の申込者数及び受診状況、受診結果を明らかにされたい。

（機構）同日現在の、健康診断承認数は889名、健康診断受診者数は630名で、内、有所見者数が124名となっている。

（組合）健康管理手帳交付者数を明らかにされたい。

（機構）厚生労働省からの通知によれば、同日現在の交付希望者数が211名、健康管理手帳交付者は162名となっている。

（組合）不認定者数と、その理由を明らかにされたい。

（機構）58名となっており、不認定理由の内訳は以下の通りとなっている。

- ・専門医の所見伺いにおいて医学的に石綿の所見がない者
- ・健康管理手帳による経過観察に移行した者
- ・労災に申請変更した者
- ・診断書等の医学的資料がない者

【第2項】被害者の認定については、申請から認定までの期間が長期となっており、早期認定・救済の観点から問題と考える。ついては、担当者等の増配置を図るなど迅速な認定体制を確立されたい。

- (機構) 極力、早くしようと考えているが、認定基準上の必要な資料が届かない場合や、JR会社からの資料提示が遅れた場合などにおいて、時間が掛かっている状況がある。
- (組合) 申請者からの苦情は、期間の長期化だけではない。「連絡がない」などコミュニケーションがうまく行っていないなどもある。本人の健康状態を考慮して迅速に対応してほしい。
- (機構) コミュニケーションは重要であり、そのことを含めて迅速に処理できるよう引き続き努力したい。

【第3項】現行業務災害補償については、JR各社の救済・補償制度との内容に差があることからJRと同水準の補償制度とされたい。

- (機構) 国鉄改革法で「業務災害補償制度は従前の例による」となった。
- (組合) 現行の制度は、JR各社と比較しても極めて不十分な内容であり、改善に向けて積極的に対応してほしい。
- (機構) 補償内容においてはJR内でも差があること、及び、3件の訴訟が出されている中で大変難しい問題である。今後とも勉強を続けていきたい。

【第4項】石綿則の周知について、退職者・OBへの周知の拡大に向けて検討していくこととなっていたが、現在の取り組み状況について明らかにされたい。

- (機構) 新聞等への広告と同時に、国鉄のOB会会報・JR各社のOB会会報・当機構の共済業務の個人向けの会報等を活用し、周知の拡大に向けて実施している。

【第5項】石綿関連従事者の健康診断については、労働安全衛生法及びこの間の通達では一人一回を限度としており、この間の被害拡大を鑑みれば自覚症状のある当事者については少なくとも年1回の健康診断の受診できるように改善されたい。

- (機構) 健康管理手帳が交付されている方は、年に2回の健康診断が無料で行われる。手帳の交付は厚生労働省の労働局が認定しているが、その認定方が10月より緩和された。内容は、これまでは職歴と共に石綿の所見が必要とされていたが、「石綿を取り扱った作業に1年以上従事し、且つ、10年が経過」していれば交付される、というものである。従って、健康管理手帳の取得で対応して頂きたい。

【第6項】旧国鉄及びJRの双方に職歴のある被害者の救済については、関係者間での協議によって判断することとあるが、被害者に不利益とならない対応とされたい。

(機構)厚生労働省が見解を示した基安発1002001号(2006年10月2日)の通達に沿って、JR会社と確認してきている。国鉄とJRを通して働いた方の認定については、基本的に「曝露期間が長い方」となることで認定して行くことで、本年3月にJRとの間で確認をしている。

【第7項】工場、運転区、車両解体等の従事者に被害が多発しており、機構としての聞き取り調査等の実施について検討されたい。

(機構)工場等における聞き取り調査を労働者や管理者に対して行っている。

以上